# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

当薬局が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

## 1. 事業者概要

事業者名称	灰吹屋薬局 溝の口南口駅前店
事業所の所在地	神奈川県高津区久本1-4-12-101
指定番号	1 4 4 5 3 4 2 6 4 7
代表者名	鈴木 孝寛
電話番号	0 4 4 - 7 5 0 - 8 8 4 3

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに 基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、灰吹屋薬局の薬剤師が 適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul> <li>① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li> <li>② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</li> <li>③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に、必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、他に漏らすことはいたしません。</li> </ul>

### 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

#### 【居宅療養管理指導等サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が医師・歯科医師の処方せんに基づいて調剤し、利用者様の居宅を訪問し、事前に立てた薬学的管理指導計画をもとに必要な服薬指導や服薬状況や保管状況の把握、残薬の確認を行います。
- ② 訪問等で行った居宅療養管理指導の内容は速やかに記録を作成し、処方医及び介護支援専門員、他のサービス事業者に報告します。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。
- 注)居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は 同じです。

#### 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員	数	通常の勤務体制				
薬剤師	9	名	<ul><li>・常勤者(3名) 勤務時間</li><li>・非常勤者(6名)</li></ul>	月・火・金 水曜日 木曜日 土曜日	午前 午前 午前 午前		
事務員	1	名	・常勤者(1名) 勤務時間	月・火・金 水曜日 木曜日 土曜日	午前 午前 午前 午前	9:00~午後7:00	

#### 5. 担当薬剤師

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。その場合には、事前に利用者へ通知します。
- 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

① 営業日 月曜日から土曜日まで

但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月31日~1月3日)を除きます。

② 営業時間 月・火・金 午前 9:00~午後 7:30

水曜日午前9:00~午後6:00木曜日午前9:00~午後7:00土曜日午前9:00~午後5:30

#### 7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により連絡が可能な体制を取っています。
- ② 患者様の希望による営業時間外の配達は、原則行っておりません。
- ③ 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

#### 8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。(訪問1回につき介護保険・医療保険負担共に1割の場合)

① 居宅療養管理指導サービス費(月4回まで算定)

(単一建物居住者が1人の場合)1回あたり518円(単一建物居住者が2人~9人の場合)1回あたり379円(その他の場合)1回あたり342円

※ガン末期、中心静脈栄養を受けている方、注射による麻薬の投与を受けている 利用者の場合は週2回かつ月8回まで訪問できます。

② 医療用麻薬が使用されている場合(①に加算) 1回あたり 100円

③ 居宅療養管理規定の回数を超えた場合(月4回まで臨時に訪問可能)

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料11回あたり500円在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料21回あたり200円

- ※1 上記の利用料の他、医療保険制度に伴い、薬代や薬剤の調整に係わる費用の一部も ご負担いただくことになります
- ※2 上記③は医療保険にしかない項目のため、介護保険をご利用の方でも医療保険を ご利用いただくことになります
- ※3 交通費が発生する場合はその実費を患者様にご負担いただきます

## 9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先:(株)灰吹屋薬局 担当者名:藤田 岳彦

川崎市高津区溝口 3-1 4-1 9

TEL 044-833-3451

FAX 044-850-1806